

# 自転車駐車場の附置等に関する手引

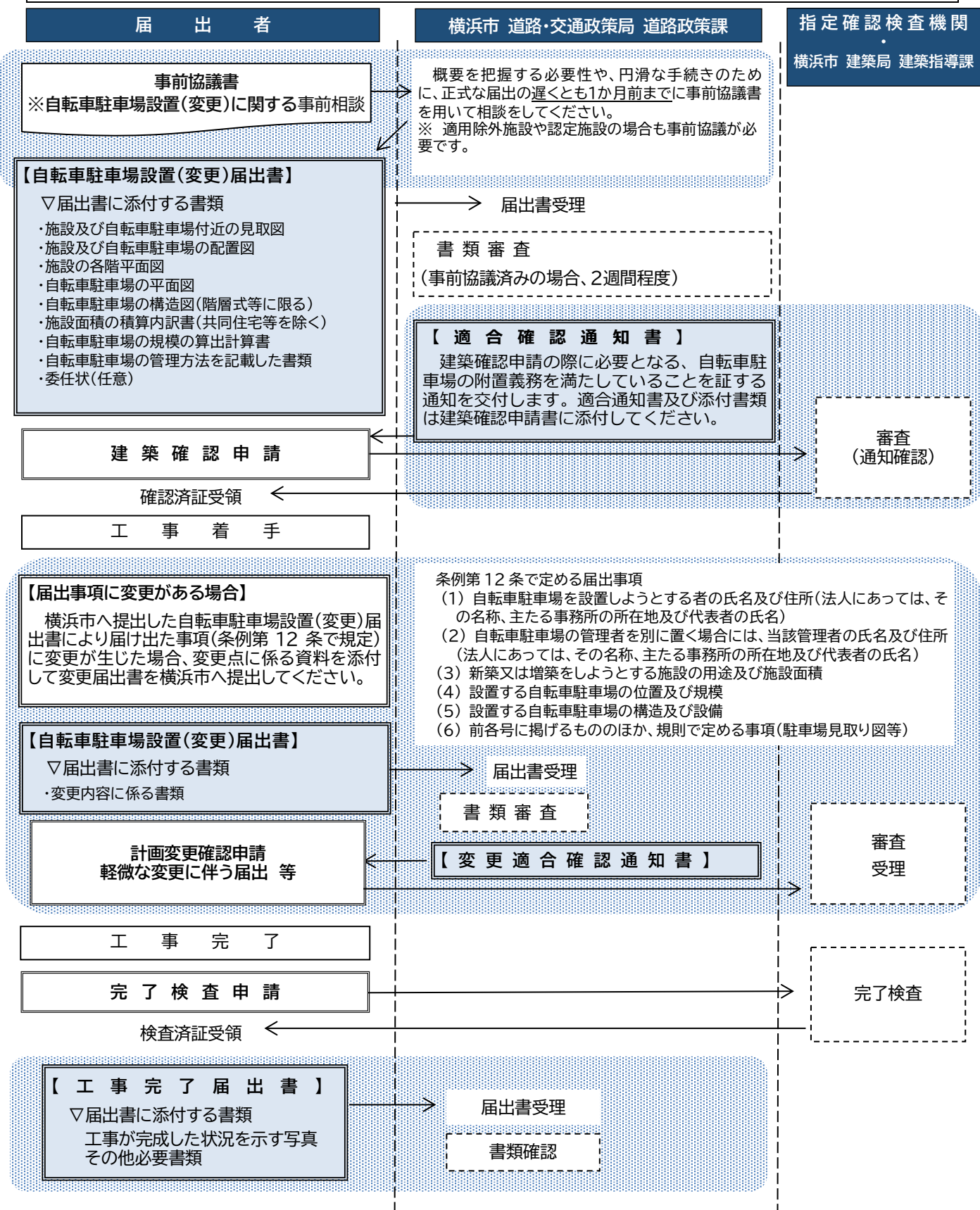
横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例(平成 30 年 3 月制定)

横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例施行規則(平成 30 年 3 月制定)

道路・交通政策局  
令和 7 年 12 月改訂

この手引は、横浜市内において自転車の大量の駐車需要を生じさせる集客施設(遊技場、小売店舗、飲食店、スポーツ施設、銀行、病院など)及び共同住宅等を新築、又は増築しようとする際に必要となる「横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例(以下「条例」という。)」及び同条例施行規則に基づく手続についてまとめたものです。各種手続を行う際には、この手引を参照していただくとともに、手続が円滑に行われるためにも、お早めに道路局窓口までご相談ください。

自転車駐車場の附置等に関する手続は、各自治体で異なります。横浜市以外に立地する集客施設や共同住宅等に係る手続を行う際には、あらかじめ当該地において都道府県・政令指定都市にご相談ください。



# 目次

1 自転車駐車場の附置等に関する条例について	- 3 -
1-1 根拠法令	- 3 -
1-2 自転車駐車場の附置義務とは	- 3 -
1-3 事前協議	- 3 -
1-4 自転車駐車場の設置の届出	- 4 -
1-5 大規模小売店舗立地法の届出に係る駐輪場の確保	- 5 -
2 集客施設に対する附置義務	- 6 -
2-1 集客施設の附置義務対象施設	- 6 -
2-2 集客施設の附置義務台数	- 7 -
2-3 附置義務台数の算定にあたっての施設面積の考え方など	- 9 -
2-4 適用除外施設	- 11 -
2-5 附置義務台数の特例	- 12 -
3 共同住宅等の附置義務	- 13 -
3-1 共同住宅等の附置義務台数	- 13 -
3-2 共同住宅等の適用除外施設	- 13 -
4 自転車駐車場の設置に関する技術的基準など	- 14 -
4-1 配置	- 14 -
4-2 駐車区画の構造及び設備	- 14 -
4-3 通路の構造及び設備	- 14 -
4-4 集客施設における自転車駐車場の位置及び表示設備の設置	- 15 -
4-5 共同住宅等における自転車駐車場の位置及び利用方法の表示	- 15 -
4-6 自転車駐車場の管理	- 15 -
4-7 所有者等の責務	- 15 -
4-8 シェアサイクルポートの取扱い	- 15 -
5 自転車駐車場の工事完了の届出	- 16 -
6 条例違反に対する措置命令など	- 16 -
第1号様式 自転車駐車場設置(変更)届出書(集客施設用) 記載例	- 18 -
第2号様式 自転車駐車場設置(変更)届出書(共同住宅等用) 記載例	- 19 -
第7号様式 工事完了届出書 記載例	- 20 -
自転車駐車場の管理方法を記載した書類 記載例	- 21 -

# 1 自転車駐車場の附置等に関する条例について

## 1-1 根拠法令

「横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例(平成 30 年 3 月制定、以下「条例」という)」は、同施行規則とともに、自転車の大量の駐車需要を生じさせる集客施設及び共同住宅等における自転車駐車場の設置及び管理について、必要な事項(対象施設、設置基準など)を定めています。

集客施設に対する附置義務は「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(以下「自転車法」という)」第5条第4項を根拠法令としており、共同住宅等に対する附置義務は当条例を根拠としています。

## 1-2 自転車駐車場の附置義務とは

条例で定められた指定区域内で、一定規模以上の自転車の大量の駐車需要を生じさせる集客施設(遊技場、小売店舗、飲食店、スポーツ施設、銀行、病院など)及び共同住宅等を新築又は増築する場合、施設の建築主はその敷地内(集客施設については、施設の敷地からの歩行距離がおおむね 50 メートル以内の場所でも可)に、条例で定められた基準に従い算定した台数以上の自転車駐車場を設置しなければなりません。ただし、自転車駐車場は利用者の利便性等を考慮し、可能な限り敷地内に設けるようにしてください。また敷地外に駐車場を設ける場合は、設置予定場所の使用が可能であることを示す書類(契約書・土地登記事項証明書等)をご提出いただく必要があります。

附置義務対象区域 (指定区域)	都市計画法上の市街化区域
附置義務対象者 (設置の届出者)	対象となる施設の設置者(所有者) 設置者とは、当該施設の所有者をいい、賃借権・使用借権を有する者等は含まれません。法人の場合は、その代表権を有する者の氏名としており、代表権のない取締役等は施設の建築主である法人の代表者にはなれないので注意してください。コンサルタント等、業務委託を受けて手続を進める場合は、必ず施設の建築主の了解を得てから手続を始めてください。
附置義務対象行為	平成 31(2019)年4月1日(適用日)以降に、 ○ 新築 ○ 増築 の建築確認申請(又は計画通知)を行った建物に、自転車駐車場の設置が義務付けられます。 適用日より前に新築又は増築の建築確認申請又は計画通知を行ったとしても、令和3年(2021)年4月1日より前に工事に着手しなければ、自転車駐車場の設置が義務付けられます。 適用日より前に工事に着手した施設も、利用者又は居住者のために自転車駐車場の設置をお願いしています。

## 1-3 事前協議

新築又は増築する施設が、自転車駐車場の附置義務対象になるか、附置義務台数や技術的基準への適合について確認するため、事前協議をお願いします。

次の事例に当てはまる場合は、手引の内容をご確認の上、ご相談ください。

▽集客施設で、施設面積\*が 300 m<sup>2</sup>以上のものを新築又は増築する場合

※ 対象施設の用途・規模については、「2-1集客施設の附置義務対象施設」をご参照ください。

例:【単一用途施設】小売店舗、飲食店、診療所等で施設面積が 400 m<sup>2</sup>以上のもの、遊技場、学習施設等で施設面積が 300 m<sup>2</sup>以上のもの、スポーツ施設で施設面積が 500 m<sup>2</sup>以上のもの

▽共同住宅等で、住戸総数が 10 戸以上のものを新築又は増築する場合

※ 集客施設の施設面積の考え方については、「2-3附置義務台数の算定にあたっての施設面積の考え方など」に示しているため、ご参照ください。

届出書の提出を予定している場合には、内容の事前確認のため、届出書一式を用意し、必ず事前協議をお願いします。

## 1-4 自転車駐車場の設置の届出

この条例により自転車駐車場を設置しようとする場合は、対象となる施設の建築主が、確認申請又は計画通知までに次の書類を添付して届出を行ってください。届出受付後、2週間程度で適合確認通知書を交付します。建築確認申請時に適合確認通知書を添付してください。

自転車駐車場設置(変更)の届出⇒届出書(第1号様式(集客施設用)又は第2号様式(共同住宅等用))  
に次の書類を添付し、正副2部提出

- (1) 施設及び自転車駐車場付近の見取図(縮尺 5,000 分の1以上)
- (2) 施設及び自転車駐車場の配置図(方位、出入口並びに駐車区画の位置及び寸法並びに場内通路及び場外通路の位置及び幅員を明示したもの・縮尺 300 分の1以上)
- (3) 施設の各階平面図(方位並びに施設の各室の用途及び面積を明示したもの・縮尺 300 分の1以上)
- (4) 自転車駐車場の平面図(方位、出入口並びに駐車区画の位置及び寸法並びに場内通路及び場外通路の位置及び幅員を明示したもの・縮尺 200 分の1以上)
- (5) 自転車駐車場の構造図(階層式の自転車駐車場又はラック等の特殊な器具を用いる自転車駐車場に限る。縮尺 100 分の1以上)
- (6) 施設面積の積算内訳書(共同住宅等を除く。)
- (7) 昇降機の構造図(設置する場合に限る。)
- (8) 自転車駐車場の規模の算出計算書
- (9) 自転車駐車場の管理方法を記載した書類
- (10)委任状(任意)

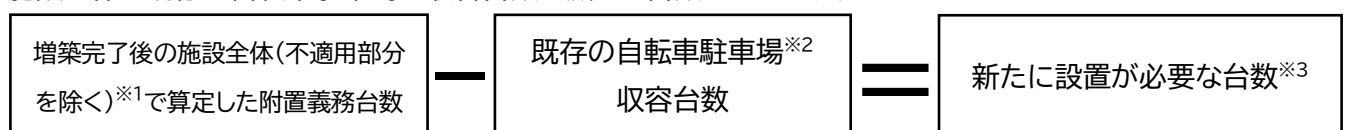
- ※ ラック等の器具を使用する場合、ラックのカタログ等、仕様が分かる資料(5)を添付してください。
- ※ 場外通路の一部に昇降機を使用する場合は、昇降機の各寸法等がわかる(7)構造図を添付してください。
- ※ 「自転車駐車場設置(変更)届出書」及び「(8) 自転車駐車場の規模の算出計算書」(集客施設用)は、ホームページからダウンロードして作成してください。(その他は任意の書類で構いません。)
- ※ (9)管理方法を記載した書類はホームページの記載例を参照してください。
- ※ 届出者以外が届出書等記載事項を訂正する場合は(10)委任状が必要です。
- ※ 敷地外に自転車駐車場を設ける場合は、設置予定場所の使用が可能であることを示す書類(契約書・土地登記事項証明書等)を提出してください。
- ※ 集客施設と共同住宅等の複合施設の場合は、それぞれの用途ごとに届出を行う必要があります。
- ※ A3 判以上の図面は A4 判に折り、左綴じとしてください。

### ◆ 増築の場合

施設の増築を行う際に附置義務対象となるのは、以下の場合です。

- ・集客施設で、増築の工事の完了後の当該施設全体の施設面積が表1(い)欄に掲げる規模のものである場合※
- ・共同住宅等で、増築の工事の完了後の規模が 10 戸・室以上である場合
- ※ 複合用途施設においては、それぞれの用途で附置義務台数を算定し、その合計が 20 台以上の場合

設置が必要な台数は、工事の完了後の当該施設全体(不適用部分を除く)で算定した附置義務台数から、当該施設に係る既存の自転車駐車場の収容台数を減じた台数となります。



※<sup>1</sup> 不適用部分とは、P.3 の「附置義務対象行為」適用前の既存施設部分となります。

※<sup>2</sup> 既存の自転車駐車場については、届出の際に収容台数や寸法等の技術的基準に適合していることが確認できる資料を添付してください。なお、技術的基準への適合が確認できないものについては、収容台数から除きます。

※<sup>3</sup> 0台の場合でも、施設全体として附置義務台数が生じる場合は届出が必要です。

#### 1-5 大規模小売店舗立地法の届出に係る駐輪場の確保

大規模小売店舗(店舗面積 1,000 m<sup>2</sup>超)を新設・変更する場合は、別途「大規模小売店舗立地法」及び「横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱」に基づく手続きが必要となり、「横浜市大規模小売店舗立地法運用基準」による設置が求められます。

<大規模小売店舗立地法に係る協議・問合せ先>

経済局商業振興課 TEL:045-671-3488

【横浜市における大規模小売店舗に係る手続きの手引】(横浜市経済局ホームページ)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/horei/horitsu/rittihou/>

なお、条例で定められた基準に従い算出した台数の自転車駐車場設置に関する届出は、上記手続とは別に行う必要がありますのでご注意ください。

## 2 集客施設に対する附置義務

### 2-1 集客施設の附置義務対象施設

単一用途施設の場合と複合用途施設の場合で考え方をそれぞれ示しているため、ご確認ください。なお、附置義務台数の算定方法については「2-2集客施設の附置義務台数」に、施設面積の考え方については「2-3附置義務台数の算定にあたっての施設面積の考え方など」に示しているため、ご参照ください。

#### ◆ 単一用途施設の場合

下の表1(あ)欄の用途に供する施設で、施設面積が(い)欄の規模のものを新築する場合には附置義務対象となります。

#### ◆ 複合用途施設の場合

下の表1(あ)欄の用途のうち2以上の用途に供する施設<sup>※</sup>の新築については、(い)欄に掲げる規模にかかわらず、用途ごとに(う)欄の基準によりそれぞれ算定した台数を合計した台数(端数があるときは、これを切り上げた台数)が20以上の場合に附置義務対象となります。

※ 例:小売店舗と飲食店・カラオケボックス等を含む施設

表1 (条例別表第1)

(あ)	(い)	(う)
施設の用途	施設の規模	自転車駐車場の設置の基準
小売店舗	施設面積が400㎡以上のもの	施設面積20㎡ごとに1台
飲食店・カラオケボックス等		
レンタルビデオ店		
劇場等		
病院・診療所		
銀行		
郵便局		
官公署等	施設面積が300㎡以上のもの	施設面積15㎡ごとに1台
遊技場		
学習施設	施設面積が500㎡以上のもの	施設面積25㎡ごとに1台
スポーツ施設		

## 2-2 集客施設の附置義務台数

下の表2(あ)欄の各用途について(い)欄の施設面積の区分ごとに(う)欄の基準によりそれぞれ算定した台数を合計した台数が附置義務台数となります(算定した台数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた台数とします)。

(え)欄について、敷地の過半が都市計画法に規定する商業地域のうち容積率が600%以上である地域(特定商業地域)内の施設は、それ以外の地域に比べて駐車需要が低い傾向にあることから、施設面積が1,000㎡(生鮮食料品等を取り扱わない小売店舗については500㎡)を超える部分の必要台数を、さらに4分の3に緩和する措置を設けています。

表2 (条例別表第2)

(あ) 施設の用途	(い) 施設面積の区分	(う) 自転車駐車場の 設置の基準	(え) 特定商業地域における 自転車駐車場の設置の基準
小売店舗(生鮮食料品等を取り扱うものに限る)	1,000㎡までの部分	施設面積 20㎡ごとに1台	施設面積 20㎡ごとに1台
	1,000㎡を超え 10,000㎡までの部分	施設面積 100㎡ごとに1台	(う)欄により算定した台数に 4分の3を乗じて得た台数
	10,000㎡を超える部分	施設面積にかかわらず0台	施設面積にかかわらず0台
小売店舗(生鮮食料品等を取り扱うものを除く)	500㎡までの部分	施設面積 20㎡ごとに1台	施設面積 20㎡ごとに1台
	500㎡を超え 10,000㎡までの部分	施設面積 400㎡ごとに1台	(う)欄により算定した台数に 4分の3を乗じて得た台数
	10,000㎡を超える部分	施設面積にかかわらず0台	施設面積にかかわらず0台
飲食店・カラオケボックス等 レンタルビデオ店 劇場等 病院・診療所 銀行・郵便局、 官公署等	1,000㎡までの部分	施設面積 20㎡ごとに1台	施設面積 20㎡ごとに1台
	1,000㎡を超え 5,000㎡までの部分	施設面積 100㎡ごとに1台	(う)欄により算定した台数に 4分の3を乗じて得た台数
	5,000㎡を超える部分	施設面積にかかわらず0台	施設面積にかかわらず0台
遊技場	1,000㎡までの部分	施設面積 15㎡ごとに1台	施設面積 15㎡ごとに1台
	1,000㎡を超え 5,000㎡までの部分	施設面積 15㎡ごとに1台	(う)欄により算定した台数に 4分の3を乗じて得た台数
	5,000㎡を超える部分	施設面積にかかわらず0台	施設面積にかかわらず0台
学習施設	1,000㎡までの部分	施設面積 15㎡ごとに1台	施設面積 15㎡ごとに1台
	1,000㎡を超え 5,000㎡までの部分	施設面積 75㎡ごとに1台	(う)欄により算定した台数に 4分の3を乗じて得た台数
	5,000㎡を超える部分	施設面積にかかわらず0台	施設面積にかかわらず0台
スポーツ施設	1,000㎡までの部分	施設面積 25㎡ごとに1台	施設面積 25㎡ごとに1台
	1,000㎡を超え 5,000㎡までの部分	施設面積 125㎡ごとに1台	(う)欄により算定した台数に 4分の3を乗じて得た台数
	5,000㎡を超える部分	施設面積にかかわらず0台	施設面積にかかわらず0台

## ◆附置義務台数計算例

### ○単一用途施設を新築する場合

(計算例—1)

3,000 m<sup>2</sup>の小売店舗(生鮮食料品等を取り扱うものを除く)を新築する場合

$$\frac{500 \text{ m}^2}{20 \text{ m}^2/\text{台}} + \frac{2,500 \text{ m}^2}{400 \text{ m}^2/\text{台}} = 25 \text{ 台} + 7 \text{ 台} \Rightarrow \text{附置義務台数は } 32 \text{ 台}$$

(500 m<sup>2</sup>までの部分) (500 m<sup>2</sup>以上の部分)

### ○複合用途施設を新築する場合

(計算例—2)

150 m<sup>2</sup>の生鮮食料品取扱い店舗、100 m<sup>2</sup>の飲食店、150 m<sup>2</sup>の学習塾を1つの施設として新築する場合

$$\frac{150 \text{ m}^2}{20 \text{ m}^2/\text{台}} + \frac{100 \text{ m}^2}{20 \text{ m}^2/\text{台}} + \frac{150 \text{ m}^2}{15 \text{ m}^2/\text{台}} = 7.5 \text{ 台} + 5 \text{ 台} + 10 \text{ 台} = 22.5 \text{ 台} > 20 \text{ 台}$$

⇒ 附置義務台数は 23 台

(計算例—3)

300 m<sup>2</sup>の生鮮食料品を取り扱うスーパーマーケットと2,000 m<sup>2</sup>の小売店舗(生鮮食料品等を取り扱うものを除く)を1つの施設として新築する場合

$$\frac{300 \text{ m}^2}{20 \text{ m}^2/\text{台}} + \left( \frac{500 \text{ m}^2}{20 \text{ m}^2/\text{台}} + \frac{1,500 \text{ m}^2}{400 \text{ m}^2/\text{台}} \right) = 15 \text{ 台} + (25 \text{ 台} + 4 \text{ 台})$$

(スーパーマーケット) (小売店舗)

⇒ 附置義務台数は 44 台

### ○特定商業地域において大規模施設を新築する場合

(計算例—4)

3,000 m<sup>2</sup>の飲食店と24,000 m<sup>2</sup>の小売店舗(生鮮食料品等を取り扱うものを除く)、2,000 m<sup>2</sup>のスポーツ施設が入る大規模複合ショッピングセンターを新築する場合

【飲食店】

$$\frac{1000 \text{ m}^2}{20 \text{ m}^2/\text{台}} + \left( \frac{2,000 \text{ m}^2}{100 \text{ m}^2/\text{台}} \times \frac{3}{4} \right) = 50 \text{ 台} + (20 \text{ 台} \times 3/4) = 65 \text{ 台}$$

(1,000 m<sup>2</sup>までの部分) (1,000 m<sup>2</sup>以上の部分を緩和)

【小売店舗(生鮮食料品等)】 ※10,000 m<sup>2</sup>以上は除外

$$\frac{500 \text{ m}^2}{20 \text{ m}^2/\text{台}} + \left( \frac{9,500 \text{ m}^2}{400 \text{ m}^2/\text{台}} \times \frac{3}{4} \right) = 25 \text{ 台} + (24 \text{ 台} \times 3/4) = 42.8125 \text{ 台}$$

(1,000 m<sup>2</sup>までの部分) (1,000 m<sup>2</sup>以上の部分を緩和)

【スポーツ施設】

$$\frac{1000 \text{ m}^2}{25 \text{ m}^2/\text{台}} + \left( \frac{1,000 \text{ m}^2}{125 \text{ m}^2/\text{台}} \times \frac{3}{4} \right) = 40 \text{ 台} + (8 \text{ 台} \times 3/4) = 46 \text{ 台}$$

(1,000 m<sup>2</sup>までの部分) (1,000 m<sup>2</sup>以上の部分を緩和)

3施設の合計 65台 + 42.8125台 + 46台 = 153.8125台 ⇒ 附置義務台数は 154台

2-3 附置義務台数の算定にあたっての施設面積の考え方など

施設の用途	考え方																																				
小売店舗	<p>大規模小売店舗立地法第2条第1項に規定する店舗面積に算入される部分</p> <p>○店舗面積に含まれる部分</p> <table border="1" data-bbox="416 338 1465 757"> <tr> <td>売場</td> <td>直接物品販売の用に供する部分をいい、店舗面積に含まれます。ショーケース等直接物品販売の用に供する施設に隣接し、顧客が商品の購入又は商品の選定等のために使用する部分(壁等により売場と明確に区切られていない売場間の通路を含む。)は、売場とみなします。</td> </tr> <tr> <td>ショーウィンドー</td> <td>ショーウィンドーは店舗面積に含まれます。ただし、階段の壁に設けられたはめ込み式のショーウィンドーは、店舗面積に含まれません。</td> </tr> <tr> <td>ショールーム等</td> <td>ショールーム、モデルルーム等の商品の展示又は実演の用に供する施設をいい、店舗面積に含まれます。</td> </tr> <tr> <td>サービス施設</td> <td>手荷物一時預り所、買物品発送等承り所、買物相談所、店内案内所その他顧客に対するサービス施設をいい、店舗面積に含まれます。</td> </tr> <tr> <td>物品の加工修理のうち顧客からの引受(渡を含む)の用に直接供する部分</td> <td>カメラ、時計、眼鏡、靴、その他の物品の加工又は修理の顧客からの引受(加工又は修理のための物品の引渡を含みます。)の用に直接供する部分をいい、店舗面積に含まれます。当該部分が加工又は修理を行う場所と間仕切り等で区分されていないものであるときは、その全部を店舗面積に含まれます。</td> </tr> </table> <p>○店舗面積に含まない部分</p> <table border="1" data-bbox="416 801 1465 2056"> <tr> <td>階段</td> <td>上り階段及び下り階段とも最初の段鼻(踏み面の先端)の線で区分し、踊り場及び階段と階段にはさまれた吹抜きの部分を含むものをいい、店舗面積には含まれません。また、階段の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等と最初の段鼻、壁、柱等によって固まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に階段部分とみなし、店舗面積には含まれません。</td> </tr> <tr> <td>エスカレーター</td> <td>エスカレーター装置(付属部分を含みます。)部分をいい、店舗面積には含まれません。また、エスカレーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分及び吹抜きの部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエスカレーター部分とみなし、店舗部分には含まれません。</td> </tr> <tr> <td>エレベーター</td> <td>エレベーターの乗降口の扉の線で区分し、店舗面積には含まれません。また、エレベーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエレベーター部分とみなし、店舗面積には含まれません。</td> </tr> <tr> <td>売場間通路及び連絡通路</td> <td>壁等により売場と明確に区分された売場として利用し得ない通路、建物と建物を結ぶため道路等の上空に設けられた渡り廊下、地下道その他の連絡通路をいい、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に、店舗面積には含まれません。また、上記の通路の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に通路とみなし、店舗面積には含まれません。</td> </tr> <tr> <td>文化催場</td> <td>展覧会等の文化催しのための用に供し、又は供させる場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積には含まれません。</td> </tr> <tr> <td>休憩室</td> <td>客室休憩室又は喫煙室その他これに類する施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積には含まれません。</td> </tr> <tr> <td>公衆電話</td> <td>公衆電話室として間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積には含まれません。</td> </tr> <tr> <td>便所</td> <td>便所の出入口の線(専用の通路がある場合は、その出入口の線)で他と区分し、店舗面積には含まれません。</td> </tr> <tr> <td>外商事務室</td> <td>外商ないし常得意先に対する業務のみを行う場所で、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積には含まれません。</td> </tr> <tr> <td>事務室・荷扱い場</td> <td>事務室、荷扱い所、書庫、機械室、従業員施設等顧客の来集を目的としない施設で、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積には含まれません。</td> </tr> <tr> <td>塔屋</td> <td>エレベーター室、階段室、物見塔、広告塔等屋上に突き出した部分をいい、店舗面積には含まれません。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱います。</td> </tr> <tr> <td>屋上</td> <td>塔屋を除いた屋上部分をいい、店舗面積には含まれません。ただし、物品販売を行う部分は売場として取り扱います。</td> </tr> <tr> <td>はね出し下・軒下等</td> <td>建物のはね出し下、ひさし、軒下等の部分をいい店舗面積には含まれません。ただし、はね出し下等において、展示販売、ワゴン等による各種商品の販売又は自動販売機を設置して飲食料品等の販売を行っている部分は、売場として取り扱います。</td> </tr> </table>	売場	直接物品販売の用に供する部分をいい、店舗面積に含まれます。ショーケース等直接物品販売の用に供する施設に隣接し、顧客が商品の購入又は商品の選定等のために使用する部分(壁等により売場と明確に区切られていない売場間の通路を含む。)は、売場とみなします。	ショーウィンドー	ショーウィンドーは店舗面積に含まれます。ただし、階段の壁に設けられたはめ込み式のショーウィンドーは、店舗面積に含まれません。	ショールーム等	ショールーム、モデルルーム等の商品の展示又は実演の用に供する施設をいい、店舗面積に含まれます。	サービス施設	手荷物一時預り所、買物品発送等承り所、買物相談所、店内案内所その他顧客に対するサービス施設をいい、店舗面積に含まれます。	物品の加工修理のうち顧客からの引受(渡を含む)の用に直接供する部分	カメラ、時計、眼鏡、靴、その他の物品の加工又は修理の顧客からの引受(加工又は修理のための物品の引渡を含みます。)の用に直接供する部分をいい、店舗面積に含まれます。当該部分が加工又は修理を行う場所と間仕切り等で区分されていないものであるときは、その全部を店舗面積に含まれます。	階段	上り階段及び下り階段とも最初の段鼻(踏み面の先端)の線で区分し、踊り場及び階段と階段にはさまれた吹抜きの部分を含むものをいい、店舗面積には含まれません。また、階段の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等と最初の段鼻、壁、柱等によって固まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に階段部分とみなし、店舗面積には含まれません。	エスカレーター	エスカレーター装置(付属部分を含みます。)部分をいい、店舗面積には含まれません。また、エスカレーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分及び吹抜きの部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエスカレーター部分とみなし、店舗部分には含まれません。	エレベーター	エレベーターの乗降口の扉の線で区分し、店舗面積には含まれません。また、エレベーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエレベーター部分とみなし、店舗面積には含まれません。	売場間通路及び連絡通路	壁等により売場と明確に区分された売場として利用し得ない通路、建物と建物を結ぶため道路等の上空に設けられた渡り廊下、地下道その他の連絡通路をいい、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に、店舗面積には含まれません。また、上記の通路の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に通路とみなし、店舗面積には含まれません。	文化催場	展覧会等の文化催しのための用に供し、又は供させる場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積には含まれません。	休憩室	客室休憩室又は喫煙室その他これに類する施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積には含まれません。	公衆電話	公衆電話室として間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積には含まれません。	便所	便所の出入口の線(専用の通路がある場合は、その出入口の線)で他と区分し、店舗面積には含まれません。	外商事務室	外商ないし常得意先に対する業務のみを行う場所で、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積には含まれません。	事務室・荷扱い場	事務室、荷扱い所、書庫、機械室、従業員施設等顧客の来集を目的としない施設で、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積には含まれません。	塔屋	エレベーター室、階段室、物見塔、広告塔等屋上に突き出した部分をいい、店舗面積には含まれません。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱います。	屋上	塔屋を除いた屋上部分をいい、店舗面積には含まれません。ただし、物品販売を行う部分は売場として取り扱います。	はね出し下・軒下等	建物のはね出し下、ひさし、軒下等の部分をいい店舗面積には含まれません。ただし、はね出し下等において、展示販売、ワゴン等による各種商品の販売又は自動販売機を設置して飲食料品等の販売を行っている部分は、売場として取り扱います。
売場	直接物品販売の用に供する部分をいい、店舗面積に含まれます。ショーケース等直接物品販売の用に供する施設に隣接し、顧客が商品の購入又は商品の選定等のために使用する部分(壁等により売場と明確に区切られていない売場間の通路を含む。)は、売場とみなします。																																				
ショーウィンドー	ショーウィンドーは店舗面積に含まれます。ただし、階段の壁に設けられたはめ込み式のショーウィンドーは、店舗面積に含まれません。																																				
ショールーム等	ショールーム、モデルルーム等の商品の展示又は実演の用に供する施設をいい、店舗面積に含まれます。																																				
サービス施設	手荷物一時預り所、買物品発送等承り所、買物相談所、店内案内所その他顧客に対するサービス施設をいい、店舗面積に含まれます。																																				
物品の加工修理のうち顧客からの引受(渡を含む)の用に直接供する部分	カメラ、時計、眼鏡、靴、その他の物品の加工又は修理の顧客からの引受(加工又は修理のための物品の引渡を含みます。)の用に直接供する部分をいい、店舗面積に含まれます。当該部分が加工又は修理を行う場所と間仕切り等で区分されていないものであるときは、その全部を店舗面積に含まれます。																																				
階段	上り階段及び下り階段とも最初の段鼻(踏み面の先端)の線で区分し、踊り場及び階段と階段にはさまれた吹抜きの部分を含むものをいい、店舗面積には含まれません。また、階段の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等と最初の段鼻、壁、柱等によって固まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に階段部分とみなし、店舗面積には含まれません。																																				
エスカレーター	エスカレーター装置(付属部分を含みます。)部分をいい、店舗面積には含まれません。また、エスカレーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分及び吹抜きの部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエスカレーター部分とみなし、店舗部分には含まれません。																																				
エレベーター	エレベーターの乗降口の扉の線で区分し、店舗面積には含まれません。また、エレベーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエレベーター部分とみなし、店舗面積には含まれません。																																				
売場間通路及び連絡通路	壁等により売場と明確に区分された売場として利用し得ない通路、建物と建物を結ぶため道路等の上空に設けられた渡り廊下、地下道その他の連絡通路をいい、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に、店舗面積には含まれません。また、上記の通路の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に通路とみなし、店舗面積には含まれません。																																				
文化催場	展覧会等の文化催しのための用に供し、又は供させる場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積には含まれません。																																				
休憩室	客室休憩室又は喫煙室その他これに類する施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積には含まれません。																																				
公衆電話	公衆電話室として間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積には含まれません。																																				
便所	便所の出入口の線(専用の通路がある場合は、その出入口の線)で他と区分し、店舗面積には含まれません。																																				
外商事務室	外商ないし常得意先に対する業務のみを行う場所で、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積には含まれません。																																				
事務室・荷扱い場	事務室、荷扱い所、書庫、機械室、従業員施設等顧客の来集を目的としない施設で、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積には含まれません。																																				
塔屋	エレベーター室、階段室、物見塔、広告塔等屋上に突き出した部分をいい、店舗面積には含まれません。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱います。																																				
屋上	塔屋を除いた屋上部分をいい、店舗面積には含まれません。ただし、物品販売を行う部分は売場として取り扱います。																																				
はね出し下・軒下等	建物のはね出し下、ひさし、軒下等の部分をいい店舗面積には含まれません。ただし、はね出し下等において、展示販売、ワゴン等による各種商品の販売又は自動販売機を設置して飲食料品等の販売を行っている部分は、売場として取り扱います。																																				

施設の用途	考 え 方
飲食店・カラオケボックス等	<p>客室、客室間の通路、待合室及びロビー並びにこれらに類するもののうち利用者の利用に供する部分(階段、昇降機、便所及び店舗間の通路を除く。)</p> <p>【当該用途の想定店舗】  レストラン、ハンバーガーショップ、中華料理屋、ラーメン店、すし屋、  コーヒーショップ、カラオケボックス  ※宅配専門料理店は対象外</p>
レンタルビデオ店	<p>商品を陳列する室、ロビーその他これらに類するもののうち利用者の利用に供する部分(階段、昇降機及び便所を除く。)</p> <p>【当該用途店舗の定義】  映画、音楽その他これらに類するものを記録したビデオテープその他の記録媒体を貸付け、店舗外に持ち出させる営業を行うための施設</p>
劇場等	<p>客席又は観覧席を設置する室、ロビーその他これらに類するもののうち利用者の利用に供する部分(壁又は扉等で区画されている通路、階段、昇降機及び便所を除く。)</p> <p>【当該用途の想定施設】  劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂</p>
病院・診療所	<p>待合室、ロビー、受付場所、会計場所その他これらに類するもののうち利用者の利用に供する部分(壁又は扉等で区画されている通路、階段、昇降機及び便所を除く。)</p> <p>【当該用途施設の定義】  医療法第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所、柔道整復師法第2条第2項に規定する施術所及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第7条に規定するあん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業又はきゆう業の施術所 ※整体マッサージ店舗は含みません。</p>
銀行、郵便局	<p>窓口業務を行う室、待合室、ロビー及び商談室、現金自動預払機を設置する室のうち利用者の利用に供する部分並びにこれらに類するもののうち利用者の利用に供する部分(壁又は扉等で区画されている通路、階段、昇降機及び便所を除く。)</p> <p>【当該用途施設の定義】  信用金庫法第2条に規定する金庫の事業  銀行法第2条第2項に規定する銀行業  郵便業及び郵便窓口業 の用に供する施設  ※日本銀行支店や証券会社は含みません。</p>
官公署等	<p>待合室、ロビー、相談室、集会室、実習室、図書室、資料室、展示室その他これらに類するもののうち利用者の利用に供する部分(壁又は扉等で区画されている通路、階段、昇降機及び便所を除く。)</p> <p>【当該用途の想定施設】  警察署、税務署、区役所、図書館、集会場、地区センター、地域ケアプラザなど</p>
遊技場	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号に規定する遊技設備若しくは同法第4条第4項に規定する遊技機又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第36条第1項第1号イに規定するまあじゃん台を設置する室で利用者の利用に供する部分  投票券売場、待合室及び観戦室で利用者の利用に供する部分  ゲームセンター、ビリヤード、ダーツ、囲碁、将棋その他これらに類する遊戯を行う者の利用に供する部分</p> <p>【当該用途の想定施設】  パチンコ店、マーじゃん店、ゲームセンター、投票券売場、将棋道場、碁会所</p>

施設の用途	考え方
学 習 施 設	教室、講堂、実習室、実験室、図書室、資料室、ロビーその他これらに類するもののうち利用者の利用に供する部分(壁又は扉等で区画されている通路、階段、昇降機及び便所を除く。) <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【当該用途の想定施設】            学習塾、職業能力開発学校、理美容師又は調理師の養成施設、            カルチャーセンターその他これらに類する施設</p> </div>
ス ポ ー ツ 施 設	運動場、練習場、浴室、シャワー室、休憩室、更衣室、客席、観覧席、待合室、ロビーその他これらに類するもののうち利用者の利用に供する部分(壁又は扉等で区画されている通路、階段、昇降機及び便所を除く。) <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【当該用途の想定施設】            スポーツセンター、体育館、フィットネスクラブ、スポーツジム、            スイミングクラブなど</p> </div>

## 2-4 適用除外施設

条例第 15 条第2項に規定する規則で定める自転車の大量の駐車需要を生じさせない施設は、次のとおりです。

(1) 自動車又は自動二輪車の販売を主たる目的とする小売店舗	<p>【適用除外施設の例】</p> <p>(1)自動車(バイク)販売店            (4)駅ナカ店舗            (5)高速自動車国道等内の施設            (6)動物園、遊園地等の園内の小売店舗や飲食店等            (7)挙式又は披露宴等の会場            (8)通夜、告別式等の会場</p> <p>※ホテルなどの宿泊施設は、附置義務対象外            ※高齢者を主な居住者とする共同住宅等については、3-3を参照</p>
(2) 主として酒類を提供する飲食店	
(3) ガソリンスタンドその他これに類する施設	
(4) 駅構内の改札口内側に設置された商業施設	
(5) 道路法施行令第7条第13号又は高速自動車国道法第11条第2号に規定する施設	
(6) 動物園、水族館、博物館、美術館、遊園地、宿泊施設その他これらに類する施設内に設置された、これらの施設を利用する者を主たる利用者とする条例別表第1(あ)欄に掲げる用途に供する施設	
(7) 主として結婚式場の用に供する集会場その他これに類する施設	
(8) 主として斎場の用に供する集会場その他これに類する施設	
(9) 主として、企業、国際機関、国際団体、学会その他の団体が開催する会議、展示会、見本市その他の催しの用に供する集会場その他これに類する施設	
(10) 自転車の利用が見込まれない高齢者を主たる居住者とする共同住宅又は寄宿舍で市長が定めるもの	
(11) 仮設建築物	
(12) その他自転車の大量の駐車需要を生じさせないと市長が認めた施設	

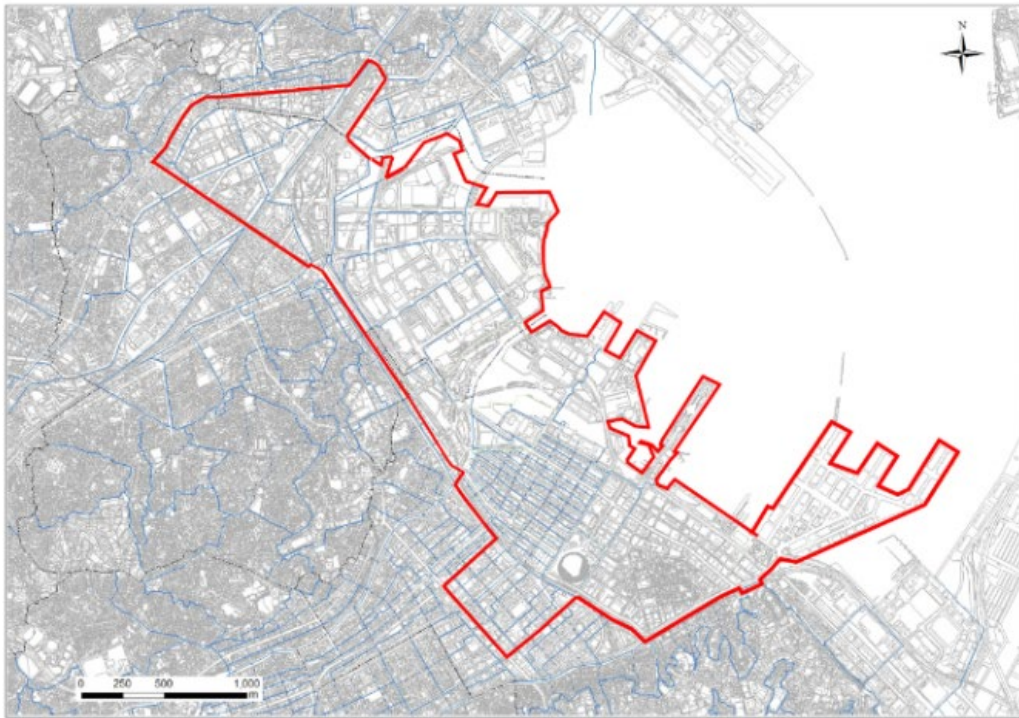
適用除外施設の承認を受ける場合は、承認申請を行ってください。市長の承認がなければ、適用除外とはなりませんので十分ご注意ください。また、適用除外施設の判断に必要な図書を確認するため、必ず事前に協議してください。事前協議後、承認申請書の受理から2週間程度で承認通知書を交付します。

交付された承認通知書は建築確認申請時に添付してください。

適用除外に係る市長への承認申請 ⇒ 適用除外承認申請書(第14号様式)に上記適用除外施設であることを証する書類及び建築計画図面等を添付し、正副2部提出  
(施設の見取り図等)の添付

## 2-5 附置義務台数の特例

下図で示す区域(条例第4条ただし書に基づき条例施行規則第3条の2で定める区域)内においては、「2-2集客施設の附置義務台数」の表2に基づいて算定した附置義務台数に2分の1を乗じた台数が当該区域内における附置義務台数となります。なお、この特例は集客施設に対してのみ適用されます。



### 条例第4条(抜粋)

(前略)ただし、当該附置義務台数未滿であっても自転車の駐車需要を満たすことができるものとして規則で定める区域においては、当該附置義務台数に規則で定める割合を乗じて得た台数を当該区域における附置義務台数とする。

### 条例施行規則第3条の2

条例第4条ただし書に規定する規則で定める区域は、横浜市神奈川区、西区及び中区のうち、市長が告示する区域とする。

2 条例第4条ただし書に規定する規則で定める割合は、2分の1とする。

### 告示区域

神奈川区の区域のうち、鶴屋町(市道青木浅間線以南の区域に限る。)及び金港町(一般国道一号線以西の区域に限る。)の区域、西区の区域のうち、北幸一丁目及び北幸二丁目、楠町(市道青木浅間線以东の区域に限る。)、浅間町(市道青木浅間線以东で県道横浜生田以北の区域に限る。)、南幸一丁目及び南幸二丁目、高島一丁目及び高島二丁目、平沼一丁目(県道横浜生田以北の区域に限る。)並びにみなとみらい一丁目からみなとみらい六丁目までの区域、桜木町四丁目から桜木町七丁目までの区域(一般国道十六号線以东の区域に限る。)、市道栄本町線(みなとみらい大橋の区域に限る。)の区域、横浜国際港都建設計画道路三・一・七号栄本町線支線一号線の区域に相当する区域及び同都市計画道路の整備に関連して埋立てを実施する横浜港港湾計画に定める区域並びに市道高島台第二百九十五号線(国際橋の区域に限る。)の区域、  
中区の区域のうち、内田町の区域、桜木町一丁目から桜木町三丁目までの区域(一般国道十六号線以东の区域に限る。)、海岸通、北仲通、本町、元浜町、南仲通、弁天通、太田町、相生町、住吉町、常盤町、尾上町、真砂町、港町、羽衣町(一般国道十六号線以南の区域に限る。)、蓬莱町、万代町、不老町及び翁町の区域、扇町一丁目から扇町三丁目までの区域(市道山下高砂線以北の区域に限る。)、長者町二丁目から長者町五丁目までの区域(市道横浜駅根岸線以东の区域に限る。)、新港一丁目及び新港二丁目、日本大通、横浜公園及び山下町の区域、山手町及び元町の区域(市道山下町第八十四号線以北の区域に限る。)並びに市道高島台第二百九十五号線(国際橋及び新港橋の区域に限る。)の区域

### 3 共同住宅等の附置義務

#### 3-1 共同住宅等の附置義務台数

下の表3(あ)欄の用途に供する共同住宅等で、(い)欄の規模のものを新築する場合、(う)欄により算定した台数分の自転車駐車を設置しなければなりません。

算定した台数に端数があるときは、これを切り上げた台数とします。

表3 (条例別表第3)

(あ) 施設の用途	(い) 施設の規模	(う) 自転車駐車の設置の基準
共同住宅	住戸の総数が 10戸以上のもの	一区画の専有面積が、 30㎡以下の住戸1戸ごとに0.5台、 30㎡を超える住戸1戸ごとに1台
寄宿舎	住室の総数が 10室以上のもの	1人用の住室1室ごとに0.5台、 複数人用の住室1室ごとに1台

※共同住宅：廊下、階段等は共用で、玄関・厨房・便所等が各住戸に備え付けられ、各住戸が独立している住宅  
寄宿舎：玄関・厨房・便所等は共用で、寝室が各入居者に個室又は相部屋として用意されている住宅

#### ◆附置義務台数計算例

##### ○マンションを新築する場合

(計算例-6)

総戸数100戸で1住戸の専有面積がすべて50㎡以上のマンションを新築する場合

⇒ 附置義務台数は100台

(計算例-7)

総戸数75戸で、30㎡以下の住戸が25戸、30㎡超の住戸が50戸の場合

$25 \text{戸} \times 0.5 \text{台} + 50 \text{戸} \times 1 \text{台} = 12.5 \text{台} + 50 \text{台} = 62.5 \text{台}$

⇒ 附置義務台数は63台

#### 3-2 共同住宅等の適用除外施設

高齢者を主な居住者とする共同住宅等で適用除外となる施設は以下の通りです。適用除外施設の承認を受ける場合は、承認申請を行ってください。(2-4の適用除外施設の項目もご確認下さい。)

- ・横浜市高齢者向け地域優良賃貸住宅として認定を受けたもの
- ・シルバーハウジング(市営住宅)
- ・シニアリふいん(借り上げ型市営住宅)
- ・サービス付き高齢者向け住宅として登録されたもの
- ・その他これらに類するもの(食堂、共同浴室、機能訓練室、相談員室等を有する等)

## 4 自転車駐車場の設置に関する技術的基準など

### 4-1 配置

自転車駐車場は、自転車駐車場以外の用途に供する部分と明確に区画して設置し、自転車駐車場の出入口の構造及び設備は、次の基準に適合すること。

- ア 利用者又は居住者が容易に視認できる位置に配置すること。
- イ 自転車駐車場の周辺を通行する者が、出入りする自転車を容易に視認できる構造とすること。

### 4-2 駐車区画の構造及び設備

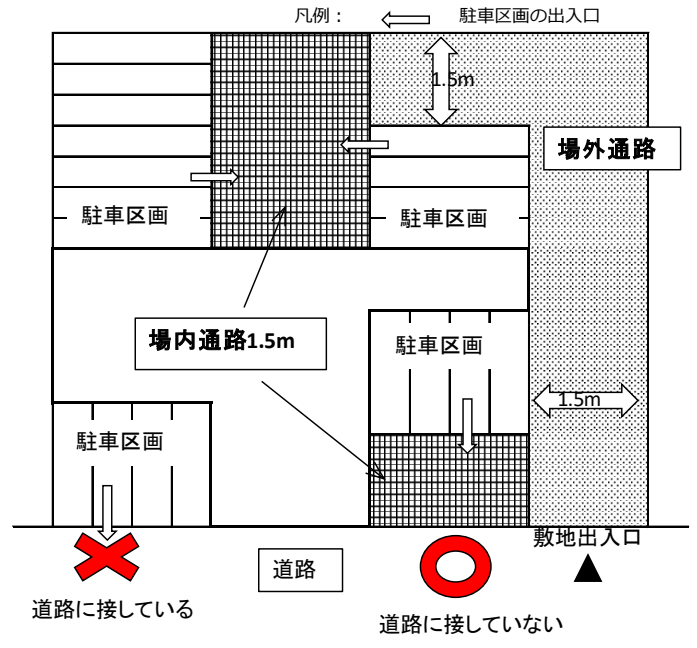
- ア 平坦な場所に設置する等、自転車を安全に駐車することができる構造とすること。
- イ 自転車1台当たりの駐車区画<sup>※1</sup>の幅は0.5メートル以上で、かつ、奥行きは2メートル以上とすること。ただし、ラック等の特殊な器具を用いる自転車駐車場で、自転車を有効かつ安全に駐車できると市長が認めるもの<sup>※2</sup>については、この限りでない。

- ※1 駐車区画内に支障物がないこと。
- ※2 ラック等の特殊な器具を設置する場合は、原則として当該器具を製造するメーカーのカタログ等に記載の設置推奨寸法(幅、奥行き、端部離隔距離、ラック間隔、スライドラックの場合はスライド寸法等)を確保すること。

- ウ 自転車駐車場内の通路(以下「場内通路」という。)を整備する場合は、区画線の表示その他<sup>※3</sup>の方法により、駐車区画と場内通路を明確に区分すること。

- ※3 特殊な器具の設置、床仕上げ材による区分など。

- エ 駐車区画の出入口を、道路に接して、又はこれに相当する位置に設けないこと。ただし、条例第7条又は第8条第2項の規定により設置する自転車駐車場について、これらの位置に配置することがやむを得ないと市長が認める場合は、この限りでない。



### 4-3 通路の構造及び設備

- ア 場内通路及び自転車駐車場の出入口から道路に通じる通路<sup>※4</sup>(以下「場外通路」という。)は、段(場外通路にあっては、幅員0.3メートル以上の傾斜路を併設したものを除く。)がない等、自転車を安全かつ円滑に移動できる構造とすること。

- ※4「一団地等の認定(建築基準法第86条)」を受けた一団地等の区域内については、一団地等の通路を含む。

- イ 場内通路及び場外通路の幅員は、1.5メートル以上とすること。ただし、場外通路(その構造が直線であるものに限る。)のうち、自転車を安全かつ円滑に移動できると市長が認めるものについては、その幅員を0.8メートル以上<sup>※5</sup>とすることができる。

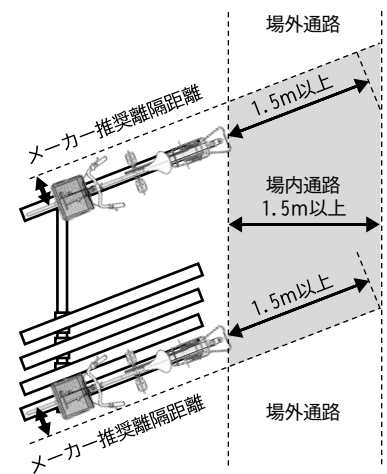
- ※5「1-4 自転車駐車場の設置の届出」(2) 施設及び自転車駐車場の配置図に、当該範囲の位置及び寸法を明示のこと

- ウ 自転車駐車場を避難階以外の階に設置する場合は、傾斜路(勾配が8分の1を超えないものに限る。)、斜路付階段(階段の一部に傾斜路を設けたものをいう。以下同じ。)(勾配が4分の1を超えないものに限る。)又は昇降機(籠の内法幅が0.5メートル以上で、かつ、内法奥行が2メートル以上であるものに限る。)を設置して、自転車を安全かつ円滑に移動できる構造とすること。

- エ 場内通路は、自転車の駐車方向に対して後方となる位置に、全ての駐車区画の出入口に接するように設けること。

- オ 場外通路内に斜路付階段を設ける場合の斜路部分の幅員は、0.3メートル以上とすること。

注：斜めラックを使用する場合の場内通路の考え方



#### 4-4 集客施設における自転車駐車場の位置及び表示設備の設置

- ア 自転車駐車場の位置及び当該自転車駐車場への経路を示す表示板<sup>※6</sup>を施設の出入口その他利用者の見やすい場所に設置すること。
- イ 自転車駐車場の設置者又は管理者の連絡先及び自転車駐車場の供用時間、自転車の駐車方向その他の利用方法を記載した表示板を自転車駐車場内に設置すること。
- ウ 自転車駐車場の出入口付近に日本産業規格Z8210号(右図参照)の自転車の図記号を記載した標識を設置すること。



※6 なお、国等におけるアナログ規制見直しの取組に基づき、集客施設においてウェブサイトを作成する場合は、集客施設における現地での掲示に加え、当該ウェブサイト上においても自転車駐車場の位置等の掲載を推奨します。

#### 4-5 共同住宅等における自転車駐車場の位置及び利用方法の表示

居住者が当該自転車駐車場を容易に利用できるようその位置及び利用方法を表示すること。

#### 4-6 自転車駐車場の管理

附置義務による自転車駐車場の設置者(管理者)は、適正な利用を確保するため、駐車中の自転車の整理、巡回監視(集客施設においては誘導員の配置)その他の必要な措置を講ずるよう努めてください。

#### 4-7 所有者等の責務

附置義務規定を負わない建物の所有者であっても、次の努力義務があります。

- ① 附置義務の適用を受けない規模の共同住宅又は寄宿舍を新築又は増築する場合についても、居住者用の自転車の駐車スペースを確保するため別表第3(ウ)欄により算定した台数以上の自転車駐車場を設置し、適正に管理するよう努めてください。
- ② ①の他、別表第1(ア)欄又は別表第3(ア)欄に掲げる用途に供する施設で、附置義務の適用を受けない既存の施設、用途変更により自転車の駐車需要が増加することとなった施設については、当該施設の利用者又は居住者による自転車の駐車スペースを確保するため必要な規模の自転車駐車場を設置し、適正に管理するよう努めてください。
- ③ 別表第1(ア)欄又は別表第3(ア)欄に掲げる用途に供する施設については、原動機付自転車の駐車施設も、自転車の附置義務規定とは別に設置するよう努めてください。

その他、従業員を雇用する集客施設や事務所などの施設については、従業員による自転車の駐車スペースもあわせて確保するために、必要な規模の自転車駐車場を設置するよう努めてください。

#### 4-8 シェアサイクルポートの取扱い

自転車を賃貸する事業の用に供されるシェアサイクルポート(以下「ポート」という。)は自転車駐車場の一形態であることから、自転車駐車場に包含されるものであり、附置義務対象施設の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保に資するもの<sup>※</sup>であれば、附置義務台数の中にポートの設置台数を含めても差し支えありません。

※附置義務対象施設の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保に資するポートとして、次のシェアサイクル事業によるものが主な例として挙げられます。

- ① 横浜市と協定を締結して実施するシェアサイクル事業
- ② 附置義務対象施設の周辺5km以内に4箇所以上ポートが配置され、かつ市域内で民有地ポートを合計200箇所以上有するシェアサイクル事業

また、シェアサイクル以外の個人所有の自転車の駐輪需要とのバランスを考慮し、届出時におけるポート設置台数は、附置義務台数の2/10を上限(施設及び自転車駐車場の配置図・平面図等にポートの位置、寸法及び台数を記載)とするようにしてください。なお、建築物所有者又は管理者は、ポート設置後に個人所有の自転車の利用者の多少が判明した場合、適宜、駐輪需要に応じた適切な台数配分の見直しを行ってください。

## 5 自転車駐車場の工事完了の届出

「1-4 自転車駐車場の設置の届出」を行い、附置義務による自転車駐車場の設置工事を完了した場合は、完了届を提出してください。なお、自転車駐車場設置(変更)届出書の記載内容から変更が生じた場合は、事前に変更届出書の提出が必要です。

設置工事完了の届出 ⇒ 工事完了届(第7号様式)に以下の資料を添付して提出  
添付資料: (1) 適合確認通知書の写し  
(2) 建築基準法に基づく検査済証の写し  
(3) 工事が完了した状況を示す自転車駐車場の写真  
(出入口・通路の幅員・駐車区画・昇降機等の技術的基準に適合していることがわかるもの)

※「工事完了届出書(第7号様式)」は、ホームページからダウンロードして作成してください。

## 6 条例違反に対する措置命令など

附置義務対象施設でありながら、附置義務台数分の自転車駐車場を設置していない場合や、自転車駐車場が技術的基準を満たしていない場合には、相当の期限を定めて、自転車駐車場の設置や原状回復その他の違反を是正するために必要な措置を取るよう、本市は違反者に対し命じることができます。

※条例施行に必要な限度において、本市は自転車駐車場の所有者等から報告や資料提出を求めるとともに、立入検査する権限を有します。

違反事項	罰金
附置義務未届出・虚偽の届出	10万円以下の罰金
本市の検査に対する未提出、虚偽報告、立入拒否	20万円以下の罰金
違反者への措置命令に対する違反	50万円以下の罰金

## 7 各種様式

号数	様式名称	備考
第1号	自転車駐車場設置(変更)届出書(集客施設用)	【本市へ提出】 設置(変更)の届出書
第2号	自転車駐車場設置(変更)届出書(共同住宅等用)	
第3号	自転車駐車場設置(変更)届出書(認定施設等用)	
第4号	適合確認通知書(集客施設用)	【本市の回答】 附置義務を満たしている ことを証する通知
第5号	適合確認通知書(共同住宅等用)	
第6号	適合確認通知書(認定施設等用)	
第7号	工事完了届出書	【本市へ提出】 設置工事の完了届出書
第8号	工事完了届出書(認定施設等用)	
第9号	認定申請書	※条例第13条認定施設申請書類
第10号	認定通知書	
第11号	不認定通知書	
第12号	認定取消申出書	
第13号	認定取消通知書	
第14号	適用除外承認申請書	※条例第15条申請書類
第15号	適用除外承認通知書	
第16号	措置命令書	※条例違反に対する措置命令書

第1号様式 自転車駐車場設置(変更)届出書(集客施設用) 記載例

第1号様式(第3条第1項関係)(A4)

〇〇年〇〇月〇〇日

自転車駐車場設置(変更)届出書(集客施設用)

横浜市長

届出者(※1)

住所 〇〇-〇〇-〇〇

氏名 〇〇 〇〇

電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例第12条の規定により、届け出ます。

届出の区分		<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築
施設	名称	〇〇〇〇
	所在地	〇〇-〇〇-〇〇
	主な用途	小売店舗
	施設面積の合計	〇〇〇〇m <sup>2</sup>
	工事着手予定日	〇〇年〇〇月〇〇日
	工事完了予定日	〇〇年〇〇月〇〇日
自転車駐車場	位置及び施設の敷地までの距離	<input checked="" type="checkbox"/> 施設の敷地内 <input type="checkbox"/> 施設の敷地外(施設の敷地までの距離 m)
	規模	自転車: 〇〇台
	附置義務台数	〇〇台
	構造及び設備	<input checked="" type="checkbox"/> 避難階又は地上部分に設置 <input type="checkbox"/> 左記以外に設置
		<input checked="" type="checkbox"/> 平置き <input type="checkbox"/> 特殊な器具を用いる
管理者(※1)	住所 〇〇-〇〇-〇〇 氏名 〇〇 〇〇 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
担当者連絡先	住所 〇〇-〇〇-〇〇 氏名 〇〇株式会社 担当: 〇〇 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	

「自転車駐車場の規模の算出計算書」の用途及び合計面積を記載してください。

ラックを使用する場合は「特殊な器具を用いる」に印をつけてください。

管理者を別に置く場合は、当該管理者を記入してください。

注 該当する□にレ印を記入してください。

届出の手続きを行う方を記載してください。

※1 法人等の場合は、住所は主たる事務所の所在地、氏名は名称及び代表者の氏名

第2号様式 自転車駐車場設置(変更)届出書(共同住宅等用) 記載例

第2号様式(第3条第1項関係)(A4)

〇〇年〇〇月〇〇日

自転車駐車場設置(変更)届出書(共同住宅等用)

横浜市長

届出者(※1)

住所 〇〇-〇〇-〇〇

氏名 〇〇 〇〇

電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例第12条の規定により、届け出ます。

届出の区分		<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築
施設	名称	〇〇〇〇
	所在地	〇〇-〇〇-〇〇
	種類	<input checked="" type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 寄宿舍
	規模	共同住宅 30㎡以下の住戸 : 戸
		30㎡超の住戸 : 戸
	寄 宿 舎	一人用の住室 : 室
		複数人用の住室 : 室
工事着手予定日	〇〇年〇〇月〇〇日	
工事完了予定日	〇〇年〇〇月〇〇日	
自転車駐車場	規模	自転車 : 〇〇台
	附置義務台数	〇〇台
	構造及び設備	<input checked="" type="checkbox"/> 避難階又は地上部分に設置 <input type="checkbox"/> 左記以外に設置
		<input checked="" type="checkbox"/> 平置き <input type="checkbox"/> 特殊な器具を用いる
管理者(※1)	住所 〇〇-〇〇-〇〇	ラックを使用する場合は「特殊な器具を用いる」にチェックしてください。
	氏名 〇〇 〇〇	
担当者連絡先	電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	管理者を別に置く場合は、当該管理者を記入してください。
	住所 〇〇-〇〇-〇〇	
	氏名 〇〇株式会社 担当 : 〇〇	
	電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	

注 該当する□にレ印を記入してください。

届出の手続きを行う方を記載してください。

※1 法人等の場合は、住所は主たる事務所の所在地、氏名は名称及び代表者の氏名

第7号様式 工事完了届出書 記載例

第7号様式（第4条関係）（A4）

〇〇年〇〇月〇〇日

工事完了届出書（集客施設及び共同住宅等用）

横浜市長

届出者（※1）

住所 〇〇-〇〇-〇〇

氏名 〇〇 〇〇

電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例施行規則第6条の規定により、工事が完了したことを届け出ます。

工事完了日	〇〇年〇〇月〇〇日	自転車駐車場の工事が完了した日を記載してください(最後に提出した自転車駐車場設置(変更)届出日及び建築確認における完了検査日以降)。
名称	〇〇〇〇	
所在地	〇〇-〇〇-〇〇	
自転車駐車場の規模	自転車： 〇〇台	受付番号または適合確認通知書の番号
附置義務台数	〇〇台	
自転車駐車場の構造及び設備	<input checked="" type="checkbox"/> 避難階又は地上部分に設置 <input type="checkbox"/> 左記以外に設置 <input checked="" type="checkbox"/> 平置き <input type="checkbox"/> 特殊な器具を用いる	
	自転車駐車場の届出日及び区分	〇〇年〇〇月〇〇日付け ( 第 号) 届出の区分 <input checked="" type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 変更
管理者(※1)	住所 〇〇-〇〇-〇〇 氏名 〇〇 〇〇 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	最後に提出した自転車駐車場設置(変更)届出日を記載し、該当の区分に印をつけてください。
担当者連絡先	住所 〇〇-〇〇-〇〇 氏名 〇〇株式会社 担当：〇〇 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	

注 該当する□にレ印を記入してください。

添付図書：適合確認通知書（第4号様式又は第5号様式）の写し  
 検査済証の写し  
 完了写真（出入口・通路の幅員等の技術的基準が確認できるもの）  
 その他

※1 法人等の場合は、住所は主たる事務所の所在地、氏名は名称及び代表者の氏名

## 自転車駐車場の管理方法を記載した書類 記載例

(集客施設 記載例)

### 自転車駐車場の管理方法

横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例第 12 条の規定により届け出る自転車駐車場の管理方法は次のとおりです。

施設名称	
利用可能時間	9 時 00 分～21 時 00 分（営業時間 10：00～20：00）
利用料金	1 時間無料 以降 1 時間ごと 100 円
機器管理方法	機器の故障時は管理を委託する事業者が対応。
管理体制	1 時間ごとに警備員が巡回
防犯対策等	照明灯及び防犯カメラを設置
その他特記事項	

自転車駐車場の管理方法

横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例第 12 条の規定により届け出る自転車駐車場の管理方法は次のとおりです。

施設名称	
利用可能時間	24 時間
利用料金	管理費に含む
機器管理方法	機器の故障時は管理を委託する事業者が対応。
管理体制	定期清掃時に巡回
防犯対策等	照明灯及び防犯カメラを設置
その他特記事項	

## 届出・問合せ先

横浜市道路・交通政策局道路政策課

〒231-0005

横浜市中区本町6丁目 50 番地の 10 29 階

tel. 045-671-3644


fax. 045-550-4892

e-mail [do-huchi@city.yokohama.lg.jp](mailto:do-huchi@city.yokohama.lg.jp)

自転車駐車場の附置義務解説ページ

※各種届出様式も掲載しています

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/bicycle/huchi/huchi.html>

 横浜市 自転車 附置義務